7/13 毎日

旧統一教会解散命令 課題と思惑

財産隠し 政治利用 懸念

来月にも見込まれる世界平和統一家庭連合（旧統一教会）への解散命令請求。ただ、一件落着ではない。特に気になるのは、教団側が解散前に教団財産を隠したり、移転させたりする恐れがあること。学期の財産保全を前提とする立法が求められているが、政府の腰は重い。一方、支持率が低迷する岸田文雄政権が、請求を政権浮揚の「政治カード」にするとの見方も。「請求は出発点」という被害者らの声は、きちんと反映されるか。

（宮畑譲、曽田晋太郎）

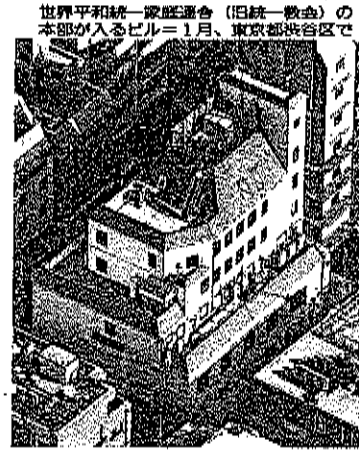

世界平和統一家庭連合（旧統一教会）の本部が入るビル＝1月、東京都渋谷区で

「抜け道を使って、献金の奥野まきさん（仮名）は、本紙の取材にこう語る。

教団本部にお金を送るのではないか。至急、措置法をつくって止めないと。私のお金が返ってくることはないとあきらめている。けど、現在進行で献金させられている人はいる。被害拡大を防がないと」

苦々しい思いをぬぐえずにいる。亡き父の献金は1億円を超えた。母も布教活動に没頭し、食事が与えられないなどのネグレクト（育児放棄）に遭った。脱会も容易ではなかった。10月にも解散命令の請求が見込まれているが、「私たちの被害は安倍晋三元首相が銃撃された事件よりずっと前からある。国にはもっと早く厳しい対応を取ってほしかった。遅すぎる」と悔しさをにじませる。

同じく元2世のもるすこちゃんさん（仮名）も「韓国に献金を送るという教団の実態は変わらない。裁判で表沙汰になっている被害は氷山の一角。早く財産の保全を行うルールを作らないと、どんどん韓国の本部に資産が流出してしまう」と訴す。

もるすこちゃんさんによると8月、教団側から信者に対し、日本の教団法人を通さず、韓国の教団施設に100万円未満の日本円を持参して献金するよう連絡があったという。100万円未満は、税関に申告が不要なギリギリの額だ。「裁判所などによる財産の保全を恐れ、カネの流れに足がつきにくくしているのではないか」と推測する。

宗教法人に対する解散命令が確定すれば、その時点で清算手続きに入り、財産が保全される。しかし、解散命令を請求した時点では効力が発生しない。会社法で解散命令請求がなされた場合、その時点から財産保全ができるのと対照的だ。日本の教団法人への解散命令が確定しても、それまでに財産が綺っぽになっていたら、被害賠償は難しくなる。

全国霊感商法対策弁護士連絡会（全国弁連）は今年5月、宗教法人に対する解散命令を請求した時点で財産が保全できるようにする立法を政府などに求める声明を出した。全国弁連の阿部克臣弁護士は「今の段階では、教団は何でもできてしまう。現金を海外に持ち出されたら回収は不可能だ。日本に不動産が残っていればまだいいが、これも発知、現金化して海外送金されればどうしようもない」と指摘する。

宗教法人審議会であいさつする永岡文科相＝6月、東京・霞が関の文科省で

既に昨年12月の国会で、立憲民主党の柚木道義衆院議員が、解散命令請求時の保全の規定を設ける宗教法人法の改正などを迫っている。しかし、永岡桂子文部科学相は「宗教活動に対する過度の制限をかけることになりかねない」などと制度の導入を否定した。

過去に宗教法人に解散命令が出た例では、どんな経緯をたどったのか。

オウム真理教の場合は、1995年の命令請求から7カ月後に最高裁判所が教団側の特別抗告を棄却。解散団体は速かったが、教団が破産したこともあって、被害者への賠償が進まなかった。破産後、被害者らが約38億円の債権を届け出たが、未払いが残り、後継団体からの支払いも滞った。

他方、政治ジャーナリストの泉宏氏は、10月中旬ともいわれる請求の時期に注目。「衆院解散もささやかれる中、内閣改造・党役員人事、臨時国会召集、衆参補欠選挙と秋の政治日程で注目が集まる時に請求を当てはめるのであれば、政局絡みと思われて仕方ない。岸田はそれを言も承知であり、支持率の高揚が変わっていれば衆院解散も打てる状況を示すことで、政権がじり貧の中で主導権を確保するための駆け引きの一環だろう」と推し量る。

政治カードとしての解散命令請求では、宗教2世らが求める課題に取り組むのか疑問が残る。

阿出のもるすこちゃんさんは嘆く。「政治の駆け引きに使うなんてありえない。解散命令で終わってもらっては困る。後継団体の監視、2世への支援拡充など、国がやるべきことはこれからもたくさんある」

特報

韓国本部に送金？防ぐ立法を

内閣支持率上昇へのカード？

一方、霊感商法詐欺事件で幹部が逮捕された明覚寺は、99年の解散命令請求から確定まで約3年を要し、被害者への和解金は11億円にとどまった。

全国統一教会被害対策弁護団の紀藤正樹弁護士は「速やかに財産を保全し、財産を確定させれば、被害者救済に資する。保全決定が遅れるほど、財産は流出し、破産する可能性も出てくる。オウム真理教では、30年近くたっても被害者救済ができないという状況になってしまった。教訓にしなくてはいけない」と話す。

ただ、財産保全の立法をした上で解散させれば一件落着、という話ではない。

もるすこちゃんさんは「解散命令はスタートライン」として、子どもを宗教虐待から守るための「児童虐待防止法の改正」、フランスに先進事例がある「反セクト法の検討」、旧統一教会問題を受けてできた「不当寄付勧誘防止法（被害者救済法）の改正」を国に求める。しかし、これらの議論は進んでいない。

宗教学者の島薗進氏は、いずれも重要な視点と前置きした上で「解散し宗教法人法の管轄でなくなった団体でも実態として継続活動できるので、その後の組織や活動の在り方をウオッチする必要がある」と指摘。

反セクト法には、人権侵害や虐待などの恐れがある組織や活動を見張る仕組みがあるとし、「日本でも法的、制度的な対応が必要。宗教規制ではなく、人権侵害を起こす組織や活動について、省庁横断で対応する制度を考える時期に来ている」と語る。

旧統一教会を巡る被害救済を求め、教団に5回目の集団交渉を申し入れた被害対策弁護団

被害者救済法については、被害が長期に及ぶ人など法律の網で救えない穴があることや、マインドコントロール（洗脳）下で生活させられたこと自体の被害に対応できていない点を挙げ、「応急措置で本格的対応になっていない」と強化の必要性を指摘する。子どもを宗教虐待から守るための法整備は「深刻な課題」として重要。宗教的な訓練が虐待に当たるかなど判断が容易でない部分もあるので、まずは実態の研究に取り組むべきだ」とする。

このように問題山積の旧統一教会問題。ただ昨今、内閣支持率が低迷する岸田内閣が、解散命令請求を大きな区切りとして、政権浮揚につなげる「政治カード化」して扱っているのでは、との見方もある。

ある国民党中堅議員は「（月内に見込まれる）内閣改造・党役員人事やガソリンの補助延長などと合わせ、請求も支持率の下落調から脱するための一つの矢で、首相は戦略的に政権浮揚につなげるシナリオを描いているのだろう」とみる。

ただ、「世論としては請求は『やって当然』という印象だろうし、国民生活に影響を与えるものではないので、そうインパクトはないだろう」と冷ややかだ。